

構成員提出資料

<発表資料>

垣田構成員提出資料・・・・・・・・・・P1

立岡構成員提出資料・・・・・・・・・・P11

林構成員提出資料・・・・・・・・・・P14

村木構成員提出資料・・・・・・・・・・P16

谷口構成員提出資料・・・・・・・・・・P17

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する 論点整理（素案）」に対する意見

2022年3月7日（月）

第2回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会
ワーキンググループ

垣 田 裕 介
(大阪市立大学)

居住支援のあり方に関する意見（要旨）

- **①居住支援のニーズ把握**：ホームレス・不安定居住者の実態把握を行うこと
 - ホームレス概数調査では、実態やニーズを十分に把握できない
 - 実態・ニーズ把握の手法として、例えば、ホームレス・不安定居住者からの生活保護や自立相談支援事業の相談件数・内容の調査を行うなど
- **②居住支援の現金給付**：現行の住居確保給付金を、生活困窮世帯向けの住宅手当として見直すこと
 - 住居確保給付金の利用期限と求職活動要件の撤廃など
- **③居住支援のサービス給付**：現行の一時生活支援事業の枠組みを見直すこと
 - 一時宿泊施設提供と地域居住支援を分立させて対象拡大する
 - 不安定居住状態（友人宅、ネットカフェ、社員寮など）から、ホームレス状態や一時宿泊施設を経由せず地域居住支援を提供（ホームレス化の予防）

問 1：概数調査結果ほど、実際のホームレスや 居住支援ニーズは少ないか？

・手がかかりとしてのホームレスからの生活保護相談・申請数

自治体Aと自治体Bにおけるホームレスの概数調査結果と ホームレスからの生活保護の相談・申請数の比較（2020年度）

自治体A (政令指定都市)	ホームレス概数調査結果	30～50人程度 (2021年1月)
	ホームレスからの生活保護 申請 （年間）	約880人
自治体B (中核市) ※未実施自治体	ホームレス概数調査結果	0～3人程度 (2021年1月)
	ホームレスからの生活保護 相談 （年間）	約50人
	DV被害者（住居喪失状態）からの生活保護 相談 （年間）	約10人

資料）厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果」各年版、および自治体への独自調査より垣田作成。
注）自治体の特定を避けるため、ホームレス概数調査結果や生活保護相談・申請数については幅をもたせた数値を記載している。

【居住支援のあり方に関する意見①】 居住支援のニーズ把握 ホームレス・不安定居住者の実態把握を行うこと

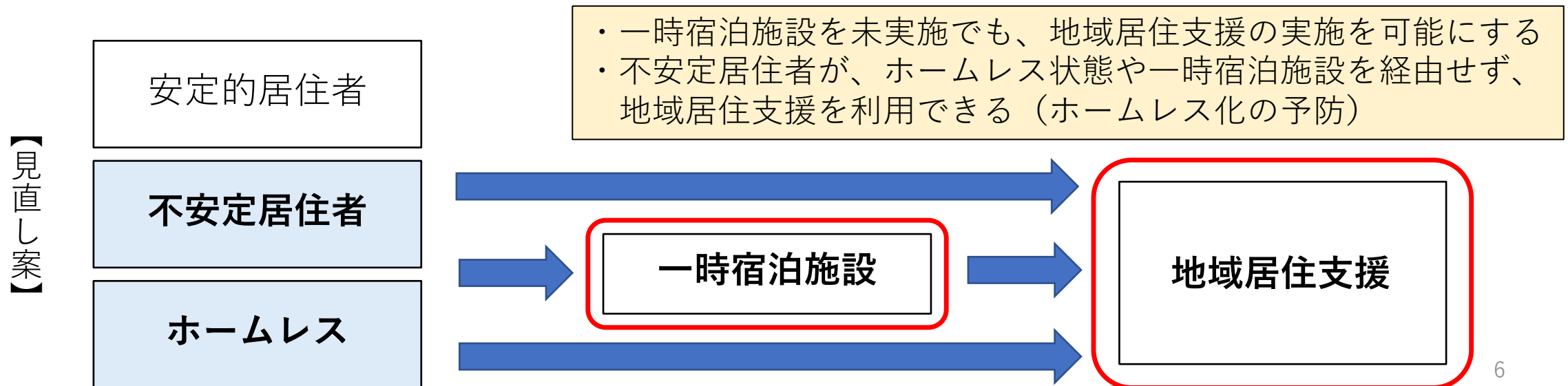
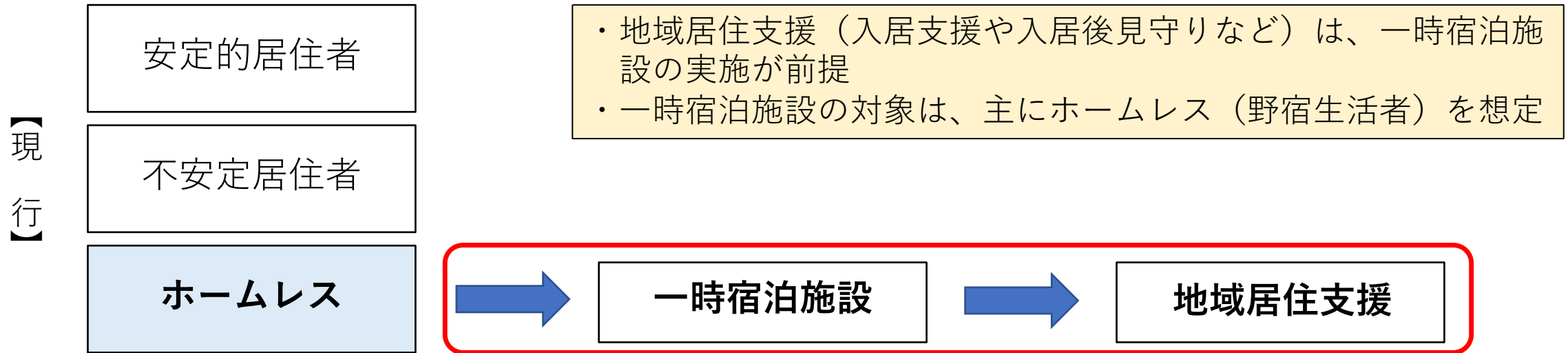
- ホームレス概数調査結果 ≠ 居住支援ニーズ
 - 実際のホームレス数は、概数調査結果ほど少なくないと想定される
 - ホームレスだけでなく、隣接する不安定居住者も居住支援ニーズを抱えている
- 自治体の一時生活支援事業の実施意向とニーズ把握
 - 今後の一時生活支援事業の実施意向に関して、事業利用見込みのホームレス等がないと回答した自治体のうち、潜在的ニーズを把握しているのは43.5%
 - その把握方法で最も多かったのは「ホームレスの実態に関する全国調査結果」で71.8%にのぼる（本日の厚生労働省の資料2）。
- **居住支援のニーズ把握**に向けた**具体的な作業課題**の一つ
 - ホームレス・不安定居住者からの生活保護や自立相談支援事業の相談件数・内容などについて、自治体の実績を検証できないか。例えば、いくつかの自治体を人口規模別に抽出し、過去1年間または向こう1年間を対象とするなど
 - その結果は居住支援資源の拡充を後押しするエビデンスにもなるのではないか

【居住支援のあり方に関する意見②】 居住支援の現金給付

現行の住居確保給付金を、生活困窮世帯向けの住宅手当として見直すこと

- 住居確保給付金をもつ所得保障や居住支援策としての可能性
 - コロナ禍のもとで、生活保護利用世帯数の推移に大きな増加はみられない
 - その背景には、多くの世帯が特例貸付を利用したこともあるといえるとともに、**生活保護利用に抵抗感**をもつ生活困窮者が多いことも推察される
 - 他方で住居確保給付金は、生活保護と同じく税を財源とし、収入要件や資産要件も設けられていながら、利用に抵抗感が示されたという状況は、各地の支援現場を回った経験に限っていえば確認されなかった
- 住居確保給付金を、生活困窮世帯向けの住宅手当として見直すこと
 - 住居確保給付金の**利用期限**（2022年2月時点で最大12か月）や**求職活動要件**（自営業等にはなじまないという課題もある）を撤廃し、必要に応じて継続的に利用することができるようになれば、生活保護利用に抵抗感がともないがちで、他の先進諸国のように住宅手当が設けられてこなかった日本において、生活困窮世帯向けの住宅手当の仕組みを導入することになり、居住支援のセーフティネットを新たに強化することができるのではなかろうか
 - 就労を見込めない高齢者等について、どのように考えるかという検討課題

【居住支援のあり方に関する意見③】 居住支援のサービス給付
現行の一時生活支援事業を分立させて対象拡大する見直し案



「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理（素案）」 で特に注目した箇所（居住支援関連）

- 現状の評価と課題

- 32頁1つめ：ホームレス概数の一方で、ホームレス以外の不安定居住者の存在を確認
- 32頁2つめ：非路上生活者→不安定居住者（表現を他所と統一）
- 33頁2つめ：一時生活支援事業の必要性を感じつつも実施に至らない自治体の多さ
- 35頁1つめ：住居確保給付金は、生活保護と比べて利用に係る心理的負担が軽い。生活困窮者の就労や生活再建を促すうえで効率的であることが明らかになっている
- 35頁2つめ：住居確保給付金について高齢者や自営業者等への支援策の検討が必要

- 論点

- 35頁4つめ：各自治体でのホームレス・不安定居住者からの相談件数等の検証が必要
- 36頁1つめ：一時生活支援事業について、住居の確保が生活再建の基盤であること、実施自治体と未実施自治体の公平性（未実施自治体からの流入）の問題をふまえると、広域実施の推進や補助率の引き上げによる実施率の向上が必要ではないか
- 36頁4つめ：一時生活支援事業を実施していない自治体でも地域居住支援事業の実施
- 36頁5つめ：24時間365日、緊急対応が可能な施設や支援が必要ではないか
- 36頁6つめ：住居確保給付金を、住宅手当といった家賃補助的な施策も含め、普遍的な社会保障施策として検討する必要があるのではないか

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理（素案）」 で特に注目した箇所に付け加えたい意見（居住支援関連）：その1

- 35頁4つめ：各自治体でのホームレス・不安定居住者からの相談件数等の検証が必要
- 36頁1つめ：一時生活支援事業について、住居の確保が生活再建の基盤であること、実施自治体と未実施自治体の公平性（未実施自治体からの流入）の問題をふまえると、広域実施の推進や補助率の引き上げによる実施率の向上が必要ではないか
 - 就労準備支援事業および家計改善支援事業については、「論点」において必須化に言及されているとともに、その際の検討事項も記載されている。ただし、いうまでもなく、住居なくして就労準備支援や家計改善支援は成り立たない。
 - 一時生活支援事業についても、必須化の必要性を具体的に検討するため、厚生労働省が未実施自治体を対象として（全数もしくは抽出）、過去1年間のホームレス・不安定居住者からの生活保護や自立相談支援事業の相談件数等の実績照会を速やかに実施してニーズを把握し、この論点整理とりまとめにあたって検討すべきではないか。
 - 必須化の検討にあたっては、補助率が引き上げられたとしても任意事業であることを理由に実施しない自治体の声があることも視野に入れる必要がある。
- 36頁6つめ：住居確保給付金を、住宅手当といった家賃補助的な施策も含め、普遍的な社会保障施策として検討する必要があるのではないかと
 - 「現状の評価と課題」にある記載（35頁2つめ：住居確保給付金について高齢者や自営業者等への支援策の検討が必要）をふまえつつ、ぜひとも具体的な検討を進めていただきたい。

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理（素案）」 で特に注目した箇所に付け加えたい意見（居住支援関連）：その2

- 36頁4つめ：一時生活支援事業を実施していない自治体でも地域居住支援事業の実施
- 36頁5つめ：24時間365日、緊急対応が可能な施設や支援が必要ではないか
 - 現行の一時生活支援事業（一時宿泊施設、地域居住支援）に、ここで記載されている緊急宿泊施設を加えて三本柱とし、事業の名称を**居住支援事業**に変更してはどうか。
 - 未実施自治体におけるニーズの検証をふまえて、居住支援事業を**必須化**し、一時宿泊施設と緊急宿泊施設のいずれかをすべての自治体で実施するようにしてはどうか。そうすると、実施のパターンは次の六つとなる。これにより、その日に寝泊まりする場所を確保できない状況や、制度利用や就労開始などに至るまでのあいだに宿泊場所を確保できない状況を回避することができ、生活再建の促進に資することができる。
 - ①緊急宿泊施設、一時宿泊施設、地域居住支援のすべてを実施
 - ②緊急宿泊施設、一時宿泊施設を実施
 - ③緊急宿泊施設、地域居住支援を実施
 - ④一時宿泊施設、地域居住支援を実施
 - ⑤緊急宿泊施設を実施
 - ⑥一時宿泊施設を実施
 - 居住支援事業の必須化にあたっては、小規模自治体において宿泊施設確保が困難な事情等もふまえ、**広域実施の推進**が必要ではないか。

一時生活支援または居住支援が全国各地でもれなく提供されるようになるまでのシナリオを再検討する必要がある

- はたして、このシナリオの実現可能性は？

- ①未実施自治体が自ら一時生活支援ニーズを把握する（自ら把握しようとする？）
- ②**未実施自治体が実施するようになる**（予算確保や任意事業であること等の壁は？）
- ③全国で実施率が上昇する（実施率が低い理由の検証は十分か？）
- ④実施率の上昇をふまえて、必須化が検討される（実施率が上昇しないと困難）
- ⑤必須化される（①と②を未実施自治体に委ねて、⑤に辿り着く展望は？）

- もうひとつのシナリオを探れないか？

- 厚生労働省が、未実施自治体の一時生活支援ニーズを把握するため、未実施自治体を対象として（全数もしくは抽出）、過去1年間のホームレス・不安定居住者からの生活保護や自立相談支援事業の相談件数等の実績照会を速やかに実施する
- 未実施自治体における実施の必要性が明らかになる
- 実施の必要性をふまえて、必須化が検討される（ワーキング、検討会、審議会部会）
- 必須化される
- **未実施自治体が実施するようになる**

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会 ワーキンググループ（第2回）に対する意見

一般社団法人パーソナルサポートセンター業務執行常務理事
特定非営利活動法人ワンファミリー仙台理事長

立 岡 学

事務局案はほぼ各委員からの意見を網羅していると思います。ここまでの取りまとめ、本当に感謝いたします。ただ、せっかく5分間もいただいたので、あえて追記等を意見します。

意見1：（何度も伝えているので、難しいことは承知しているが）P23以降の就労支援の部分において、**就労準備事業の利用者が、就労準備事業を利用するための交通費**について、何とか支出できる様な仕組みを検討いただきたい。

意見2：P25の（ハローワーク等との更なる連携の強化）の特定求職者雇用開発助成金のところだが、「事業所が認定訓練事業で支援対象者を受け入れた後に雇用する場合・・・」とあるが、ここについては、**自立相談の就労支援における受入実績と就労準備事業の就労支援における受け入れ実績も追加**すべきである。

意見3：P23の就労支援の部分において、少し古いデータだが2020年厚労省が報告している新卒の離職率が2019年では入社3年以内に約3割（大学が32.8%、短大卒が43.0%、高校卒が39.5%、中学校卒が59.8%）という状況のもと、企業との連携を強めるためにも、**困窮の就労支援の枠の中に「新卒者をやめさせない支援」を明記**することで、離職してから就労支援を実施するよりも就労支援側の労力は少なくすむし、企業にとっても人手不足が加速し、離職率を下げたいと思うなか、自立と企業の連携プレイも進み、相互にメリットがあると思われる。

意見4：P37の「住居確保給付金をきっかけとして、不動産業者や居住支援法人を含む・・・つながることが必要ではないか」について、もっと言えば、**家賃、水光熱費、税金等の滞納の時点で、住まいを失う危険性があるわけだから、予防的観点から自立相談の窓口が中心となり、居住継続のために社会資源同士がつながる仕組みをつくる**必要があるのではないか」が望ましい。

意見 5：P49の（身寄り問題）について、「家族に代わる公的な後ろ盾を用意する必要（家族機能の社会化）」が明記されたが、最後の部分に「**また生活困窮者の自立相談窓口が、家族機能の社会化において、なすべきことは何なのかを検討する必要があるのではないか。**」の追記があった方が望ましい。

それとP47の部分、そしてP49の「居住支援においては・・・」と**身寄りのない人の保証人や孤独死などの困難事例について、法的整備の在り方を検討すべき**としているが、**ここは居住支援だけに限らない**と思われる。

具体的には、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に、生活困窮者自立支援法の窓口が記載されている。仮に、身寄りがない人が緊急的に入院し、財布のなかに自立相談支援窓口のパンフレットや支援員の名前と連絡先しかなかった場合、医療機関から自立相談窓口と支援員宛に「**医療決定**」について**相談窓口から相談があった場合、自立相談支援窓口や支援員は「どこまで対応するか」など、今後増えるであろうこの様な問題に、国として何等か示す必要があるのではないか。**今回、P47に「保証人等の確保」「契約・同意等意思決定」「金銭管理」「死後対応」について記載はあるが、「**医療決定**」も追加する必要があるのではないか。

意見 6：P54の一番上の○のなかに、「具体的には、一時生活支援事業の従事者に対しては・・・とあるが」、前項P36の一時生活支援のところ、「支援対象者の特性を見立てた上」でとの記載はあるのだが、「一時生活支援事業の従事者に対しては、**支援対象者の特性を見立てる研修や仕組み**、居住支援の包括性、町内連携の推進について伝える必要があるのではないか」と追記してもらいたい。

意見 7：P56の最後の○の被災者の部分において、「また、自立相談窓口が被災者の状況に寄り添った支援ができるようなあと」に、**大規模、中規模、小規模の災害規模**にあわせた具体的な支援体制を平時から構築すべきではないかと追記いただきたい。

意見 8：論点整理のなかで一番言いたいことは、すでに自立相談窓口は無くてはならない存在になったにもかかわらず、予算が少ないと思われる。2～3倍の予算があっても、十分にコストパフォーマンスがよいのではないかと推測する。P56の（その他）に、**自立相談のコロナ対応含め「もし困窮の窓口がなかったら」という困窮窓口の費用対効果を測定し、予算の増額を検討すべき**と記載いただきたい。

「1 生活困窮者自立支援制度の果たしてきた役割、課題と今後の方向性」について（P2～）**●意見**

P2～7の中で生活保護制度についても触れていただきたいと思います。

「生活保護との関係について」は事務局資料でも示されたように、親会や合同WGでの新型コロナウイルス感染症の影響下における意見などを踏まえて議論されてきたと考えています。

また本制度と生活保護制度の一体的な支援は、地域共生社会や関連施策との関係にも大いに関連すると考えます。

「生活保護制度に関する国と地方の実務者協議」の議論との連携は叶っていない現状ですが、本制度と生活保護との関係については今後の社会保障審議会の議論において大きな論点の一つとなると思料します。

以上から、生活保護制度との関係は個別の論点にとどまらない重要なテーマであると考えられるため、(P45)「(生活保護制度の在り方)」の記述などを参考にコロナ禍の生活保護制度についても触れていただきたいと思います。

●修文について**P3**

「こうした取組により、法に基づく支援について、多くの自治体が機能していると回答するなど」
→「多くの自治体が機能しているとアンケートに回答するなど」としてはどうかと思います、
※何に回答しているのか不明のためです。

P6

「○こうした視点を中心に据えて法の在り方を見直しつつ、地域に目を向ければ、特にコロナ禍においては、フードバンクや社会福祉法人における「地域における公益的な取組」といった民間の発意による取組と法に基づく取組との連携が各地で進んだことが確認できた。」などとしてはどうかと思います。

※「地域に目を向ければ～進んだ。」に違和感を感じたためです。

「また、新たな社会資源を構築することにより～」

→「また、新たな社会資源を開発することにより～」としてはどうかと思います。

●質問**(P6)**

「一方で、顕在化した支援ニーズに対応するため、それぞれが創意工夫を凝らし～」の箇所の「それぞれ」とは何を指しているのかご教示をお願いします。

(P7)

「理念に基づく包括的な支援を深化させていくことが～……生活に困難を抱える人々の本当の意味での生活再建につながるのではないか」の「本当の意味での生活再建」とはどういうことなのかご教示をお願いします。

2 個別論点について (P8～)

●意見

(1) 生活困窮者自立支援のあり方

P8の【現状の評価と課題】に人員体制に関する課題や自治体間の取組の格差などが記述されています。この記述は12月20日のWGで述べさせていただきました、国や自治体の責任・責務の視点から本制度を考えることの必要性を示していると捉えております。

このことから「(1) 生活困窮者自立支援のあり方」の中に(国・都道府県等の責務・努力義務)を論点として加え、その論点の中で(P18)の「(2) 自立相談支援のあり方」に記述されている「支援員の適切な配置」や「政策立案や庁内連携強化のための都道府県等の生活困窮者自立支援制度所管部局への専従職員の配置」を記述してはどうかと考えます。

(9) 支援を行う枠組み (P50～)

(P54)

「居住支援の包括性や庁内連携の推進について伝える必要性」は一時生活支援事業の従事者だけでなく、本制度に関係するすべての支援員・従事者(自治体職員を含む)について必要があると考えます。

◎新たに提案する論点

(福祉事務所について)

本法と福祉事務所の関係について、論点に加えていただきたいと思います。
重層的支援体制整備事業の施行など「法が掲げる対人支援領域における包括的支援と地域支援を総合的に推進する政策展開」中で、本法と社会福祉法第14条に定める「福祉に関する事務所」(福祉事務所)との関係がどうあるべきか、生活保護以外の福祉事務所業務を含めた検討も必要と考えます。

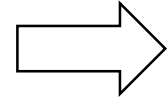
◎質問

総務省・行政評価局のHPに令和3年度の行政評価局調査について「生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価・監視」が実施されている旨が掲載されていました

「生活困窮者に対して支援をより効果的に届ける観点から、NPOなどの支援団体の活動を含め、生活困窮者の把握や自立支援に係る取組の現状を明らかにするとともに、自立支援対策に関する課題を整理するために実施」とありました。

総務省の調査結果の中に、これまでの本WGの議論で上がらなかった課題などがあれば、ご教示・情報共有をお願いできればと思います。

課題別
対象者別



包括型
横断型

制度の狭間に陥らせない
地域共生社会の促進

各事業を明確化にしていくことは制度である以上仕方がないことかもしれないが、これらが
ことがないように願いたい

- ・対象の方や使える事業が絞られていくこと
- ・高度な専門性や専用建物等を有しなければならなくなる事
- ・画一的なルール、単一的な支援に縛られるようなこと

包括的・横断的であること（＝あいまいさを内包）が、行政などでの対応の難しさ、取り組みづら
さの一因と推測。しかし、制度として明確になればなるほど、本制度の主旨からは乖離していく。

社会福祉法人においても、制度や種別の壁が往々にあるが、「地域における公益的な取組」に代表
されるように、法人がもつ有形無形の資源を活用して、困窮者支援に取り組んでいるところもある。

そうした取り組みができるのも、自由な裁量と発想で行える部分（＝余白・バッファ）があるから
こそである。

本制度が地域共生社会の先駆けとして、また既存の様々な福祉制度をつなげるハブとして、それぞ
れ機能してほしい。

令和4年3月7日(月)

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会WG

「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」

アウトリーチ_(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～



認定特定非営利活動法人
スチューデント・サポート・フェイス(S.S.F.)



代表理事 谷口 仁史

( 佐賀県子ども・若者総合相談センター長)

( さが若者サポートステーション 前総括コーディネーター)

( 佐賀県ひきこもり地域支援センター長) 17



「どんな境遇の子ども・若者見捨てない！」

子ども・若者支援改革に向けた課題克服の方向性

～「一億総活躍社会に関する意見交換会」にてS.S.F.が発表した子ども・若者支援改革に向けた提言（一部抜粋及び改訂）を通じたまとめ～

全国的な視野で検討する課題克服に向けた方向性（まとめ）

コロナ禍で加速した

「社会的孤立」に係る問題の深刻化と

実践を踏まえた子ども・若者支援改革の方向性

～縦割り行政突破に向けた既存の取組の課題を踏まえた戦略的改革アプローチに関する4つの視点～



コロナ禍の子ども・若者の自立支援の領域で発生している諸問題のまとめ

～弱い立場の子ども・若者により強い影響が出る傾向にあり社会的孤立に係る問題の裾野は着実に広がりを見せている～

①コロナ禍の困難を抱える子ども・若者及びその家族に何が起こっているのか？

- ・労働時間の減少、雇止め、休業、解雇、失業、就職難等の発生による経済的困窮
- ・将来不安や自粛生活の長期化等家庭内ストレスの増大による家族問題の発生
- ・多重債務、貧困、虐待、DV、アルコール依存、精神疾患、自殺等所属する家庭環境の悪化
- ・いじめ、差別、不登校、ひきこもり、家庭内暴力、ゲーム障害、SNSトラブル、自殺等問題の深刻化
- ・経済困窮によるインターネット環境の不備等、オンライン授業等の機会格差の顕在化
- ・こどもの居場所等の閉鎖や活動の制限による困難を抱える子ども・若者の孤立化の進行
- ・ネットカフェ難民や若年ホームレス等親の援助や保護を受けられない不安定住居者の増加
- ・収入減や相談機会の減少等による8050問題、ダブルケア等の問題の深刻化等

②子ども・若者を支える相談支援機関側でどんな問題が生じているのか？

- ・生活困窮関連の相談窓口を中心に要支援者の年度途中の激増による多忙化
- ・感染リスクを抱えながらの相談対応による現場のストレスの増大と離職者の増加
- ・相談対応だけでなく、貸付等の申請業務の激増による社会的孤立に係る取組の遅れ
- ・経済的困窮等の相談ニーズの激増でひきこもり対策や就職氷河期対策の進捗の遅れ
- ・感染予防対策による大幅な支出増と生活困窮関連事業以外に適用できない補助金のジレンマ
- ・人員拡充のための国からの10/10の補助金申請を多忙化から申請できない行政職員の顕在化
- ・10/10補助金を補助率の低い人員と挿げ替えようとする行政職員の現場の負担感を無視した行動
- ・協力金等支出増、税収減による自治体側の財政難の影響で子ども・若者関連事業の削減圧力等

☒ 少子高齢社会を支えるべき現役世代の困窮化・弱体化

☒ 無収入、無年金、無資産、無縁の状態で高齢期に突入する孤立層の形成のリスク

☒ 社会的孤立に係る問題のすそ野の広がり連鎖、課題の深刻化・複合化の加速

☒ 従来型の相談支援機関及び支援メニューが機能不全に陥るリスクの増大



「どんな境遇の子ども・若者見捨てない！」

子ども・若者支援改革に向けた課題克服の方向性

～「一億総活躍社会に関する意見交換会」にてS.S.F.が発表した子ども・若者支援改革に向けた提言（一部抜粋及び改訂）を通じたまとめ～

全国的な視野で検討する課題克服に向けた方向性（まとめ）

I 子ども・若者の自立に係る 社会問題の解決を目指すためには 公的支援体制の抜本的な強化が必要

～子ども・若者の自立支援は最も投資効果が高く一億総活躍社会に向けて波及効果も大きい分野の一つ～

社会問題の解決を目指すためには公的支援体制の抜本的な強化が必要

～子ども・若者の自立支援は最も投資効果が高く一億総活躍社会の実現に向けて波及効果も大きい分野の一つ～

【現場から考える従来型の公的支援の課題】

- ・委託要件等で「総合相談」と称していても「縦割りの」な対応にならざるを得ない。
- ・限られた職種・人員で運営される窓口が多いため深刻なケースに対応ができていない。
- ・ひきこもり等孤立する子ども・若者へのアウトリーチ(訪問支援)機能が不足している。
- ・支援対象者全体に対しての捕捉率、カバー率(実際に支援が行き届いている割合)が低い。
- ・個別の支援事業の成果があがっていても結果的に社会問題の改善や解決に至っていない。



【課題克服に向けた方向性】

- ①子ども・若者育成支援推進法、生活困窮者自立支援法等、個人情報保護に関する罰則規定を伴う安全な枠組を活用し関連施策を統合的に運用できる仕組みを構築する。
- ②深刻化・複合化した問題への対応を可能とするため、教育・医療・福祉・労働・司法等、複数領域の専門職が多職種・多世代のチームを構成・配置できる窓口への転換を図る。
- ③専門職による支援の限界を補い、多様な人材の参画を促進するため、養成研修と連動させる形で登録制の人材バンクを創設し、非常勤として適宜採用できるようにする。
- ④社会的孤立の深刻化を鑑み、専門性に基づいたアウトリーチ活動を推進強化すると共に、捕捉率、カバー率の目標設定を加えることで支援の拡充を促進する。
- ⑤対象者数等に応じて、適切な枠組(専門性、人員等の要件)を設定し、第三者によるフィデリティ(忠実度)調査を実施することで、相談支援の質を恒常的に担保する。
- ⑥分野横断的な研究調査を実施しつつ、カバー率、改善率等の目標設定及び進捗管理を行い、困難を抱える当事者が着実に減る等社会問題の改善や解決を図る。



S.S.F.が各協議会等においてハブ機能を果たすことで横断的かつ実働的な協議会・ケース会議を運営

～「ひきこもり」支援策の充実に向けてより多くの関係機関を協力を得るため双方の協議会等構成機関に呼びかけ必要に応じて拡大～

法制度に基づき設置される各種協議会：課題の深刻化・複合化、人手不足等を踏まえれば「連動」を意識すべき時！

佐賀県子ども・若者支援地域協議会

《事務局》県子ども未来課

《雇用》

佐賀労働局職業安定部職業安定課（ハローワーク主務課）
ジョブカフェSAGA（佐賀県若者就職支援センター）
佐賀県立産業技術学院
佐賀県産業労働部産業人材課
さが若者サポートステーション
たけお若者サポートステーション

《保健、福祉、医療》

佐賀県中央児童相談所
佐賀県精神保健福祉センター
佐賀県健康福祉部福祉課
佐賀県健康福祉部障害福祉課
佐賀県健康福祉部男女参画・子ども局子ども未来課
佐賀県健康福祉部男女参画・子ども局子ども家庭課
佐賀県東部発達障害者支援センター 結
独立行政法人 国立病院機構肥前精神医療センター
臨床心理士相談センター（西九州大学）

《教育》

佐賀県法務私学課（私立学校主務課）
佐賀県教育庁学校教育課（県立学校主務課）
佐賀県県民環境部まなび課
（公民館・少年自然の家、県立生涯学習センター主務課）
【市町教育委員会】

《矯正、更生保護等》

佐賀少年鑑別所（さが法務少年支援センター）
少年サポートセンター
（佐賀県警察本部生活安全部人身安全・少年課）

《その他》

親の会「ほっとケーキ」
特定非営利活動法人 それいゆ
認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス

佐賀県生活困窮者自立支援連絡会議

《事務局》県福祉課

《国》

佐賀労働局
佐賀保護観察所

《県》

地域交流部 国際課
県民環境部 ぐらしの安全安心課
健康福祉部 福祉課
健康福祉部 障害福祉課
健康福祉部 長寿社会課
男女参画・子ども局 男女参画・女性の活躍推進課
男女参画・子ども局 子ども未来課
男女参画・子ども局 子ども家庭課
教育庁 教育総務課
教育庁 学校教育課

《関係団体》

佐賀県弁護士会
日本司法支援センター佐賀地方事務所（法テラス佐賀）
佐賀県司法書士会
佐賀県母子寡婦福祉連合会
佐賀県社会福祉協議会
佐賀県社会福祉士会
佐賀県民生委員・児童委員協議会
佐賀県労働者福祉協議会
佐賀県DV総合対策センター
佐賀県国際交流協会

認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス
（「ひきこもり地域支援センター」受託団体として参加）

佐賀県ひきこもり対策連絡協議会

《事務局》認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス（県障害福祉課委託）

《行政機関》

健康福祉部障害福祉課
健康福祉部福祉課
健康福祉部長寿社会課
男女参画・子ども局 子ども未来課
教育庁 学校教育課
佐賀労働局
佐賀県精神保健福祉センター
佐賀中部保健福祉事務所
《生活困窮者自立支援制度受託・運営団体》

佐賀県社会福祉士会
唐津市社会福祉協議会
多久市社会福祉協議会
伊万里市社会福祉協議会
武雄市社会福祉協議会
鹿島市社会福祉協議会
小城市社会福祉協議会
嬉野市社会福祉協議会
鳥栖市社会福祉課
グリーンコープ生活協同組合さが
《関係団体》

佐賀県自閉症協会 親の会
（NPO法人それいゆ）
さが恵比須メンタルリリック
佐賀県公認心理師協会
佐賀県社会福祉協議会
佐賀市社会福祉協議会

認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス

分野・施策等の「縦割り」の壁を超え「多機関協働」で実施「合同ケース会議」

※新制度における「支援会議」に相当
※電話・ICTの活用による現場の負担軽減



S.S.F.の徹底した公益重視の方針！精神科医、大学教授等による月例のケース検討会議（研修）、スーパーヴィジョンも他団体に無償で開放！法制度、利害関係等を越えて県全体で支援の質を高めている！

佐賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

《事務局》佐賀労働局職業安定部

《経済団体》

佐賀県経営者協会
佐賀県商工会議所連合会
佐賀県商工会連合会
佐賀県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会佐賀県連合会

《地域》

佐賀市

《行政》

佐賀県健康福祉部
佐賀県産業労働部
佐賀労働局

《支援団体》

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
佐賀支部
認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス

※佐賀市に関してはS.S.F.は要保護児童対策地域協議会等にも構成機関として参画！佐賀労働局及び佐賀県関連では、ハローワーク特区事業に基づいて設置されたジョブカフェ、ヤングハローワーク、サポステ等が参加する「ユメタネ会議」も継続！

各協議会に参画するS.S.F.が「ハブ機能」を果たすことで合同のケース会議や研修会等の開催が可能に！



「どんな境遇の子ども・若者見捨てない！」

子ども・若者支援改革に向けた課題克服の方向性

～「一億総活躍社会に関する意見交換会」にてS.S.F.が発表した子ども・若者支援改革に向けた提言(一部抜粋及び改訂)を通じたまとめ～

Ⅱ 自立支援分野で働く支援員等の 雇用条件の改善と「プロ」を育てる 戦略的な人材育成システムの確立が必要

～社会問題の解決の過程で有能な人材を創り出す！大学、教育委員会、NPO等が提携した「協働型」の人材養成～



Ⅱ 自立支援分野で働く支援員等の雇用条件の改善と「プロ」を育てる 戦略的な人材育成システムの確立が必要

～社会問題の解決の過程で有能な人材を創り出す！大学、教育委員会、NPO等が提携した「協働型」の人材養成～

【現場から考える従来型の公的支援の課題】

- ・孤立の背景要因が深刻化かつ複雑化しており、多分野の知見と専門性が求められている。
- ・アウトリーチ領域は公的支援としてのノウハウの蓄積及び検証、体系化が遅れている。
- ・資格認定団体等個別分野の従来型の研修のみでは、孤立に係る問題に対処できない。
- ・大学における専門職養成課程のみでは、問題解決能力の高い「プロ」が育ちにくい。
- ・支援員の多くが契約社員、嘱託職員等非正規雇用でキャリアパス、キャリアアップが難しい。
- ・人件費を削らざるを得ない価格競争入札制度は官製ワーキングプアを生むリスクが高い。



【課題克服に向けた方向性】

- ①教員養成を行う大学、支援実践のフィールドを提供するNPO、採用を行う教育委員会等が協定を結び、社会的孤立に係る「実践型」「協働型」の人材育成システムを創設する。
- ②資格取得制度や教員採用試験と連動させ、社会的孤立に係る領域での支援活動を評価することで、当該分野に人材の流れを生み、最終的に有能な人材を各分野に輩出する。
- ③人件費単価の見直し、同一労働同一賃金の促進、会計年度任用職員制度の適正化、正規雇用化の拡大等、行政の相談窓口の最前線に立っている相談員等の待遇改善を図る。
- ④正規雇用化等が難しい職種に関しては、NPO等民間との「協働」で能力評価制度を創設し、キャリアパスやキャリアアップ制度を整備することで、将来的に待遇改善につなげる。
- ⑤SC、SSW等学校に配置される職種に関して、属人的能力に頼る個別契約以外に、多職種のチームを配置できるNPO等への外部委託を促進することで、解決能力を向上させる。
- ⑥委託事業に関して複数年の契約を前提とすることで、受託団体の計画的な人材育成や問題解決に向けた発展的な取組を促進し、公的支援の質的量的拡大につなげる。



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

佐賀県が元来得意とする「人づくり」に合致する「戦略的人材育成」

対人援助である以上支援の成否を決めるのは「人」 ボランティア段階からの戦略的な人材育成が必要

～社会問題の解決の過程で有能な人材を育成する「戦略的人材育成」の必要性～





支援制度を動かすのは『人』である以上どんな良い施策でも有能な人材がいなければ機能しない
～大学による専門職の養成という観点のみでは従来の枠組の範疇から脱却できない！実践のフィールドを！～

問題意識：制度が整っていない当該分野は近い将来深刻な人材不足に陥る可能性が高い

問題意識：従来の専門職養成カリキュラムでは当該分野での実践が圧倒的に不足している

問題意識：専門職の立場になってからでは個別家庭に継続的に関与することは難しい事も

問題意識：限られた財源の中で専門家が導入レベルの問題まで全て対応するのは不合理

問題意識：ケースによっては「専門家」というよりも「お兄さん」「お姉さん」的存在が効果的

支援介入困難度等による役割分担と
複数の専門職によるチーム対応

某行政機関が単独で行っていた訪問
支援事業との費用対効果の比較では
S.S.F.方式が7～34倍との評価も！

熟練レベル

各事業の相談責任者レベル

標準レベル

「選抜研修制度」を経て採用された職員（常勤・非常勤）

導入レベル

地域ボランティア及び有償ボランティア（大学生、大学院生、地域人材等）

徹底した危機管理の下で関係性を重視した「ナナメの関係性」を活用することは受け入れ側
の子どもには勿論のこと支援者側の大学生等のボランティアにとってもOJTの場として機能
するためメリットが大きい！また当該分野の発展という観点においても貢献度が高い 26

 支援制度を動かすのは『人』である以上どんな良い施策でも有能な人材がいなければ機能しない
～社会問題の解決の過程で実践的な能力を有する人材を育成：戦略的人材育成の必要性～

問題意識：従来の養成カリキュラムでは「結果」を残せる専門家が育ちにくい

アウトリーチの現場は各専門分野の取組の不備や失敗等支援者が学ぶべき課題が集積！

実態調査では6割を超える若者が社会的に孤立するまでに複数の公的支援の失敗を経験！

子ども・若者の自立に係る社会問題の解決の過程で実践的な能力を持つ支援者を育成する！

不適応問題を抱える63.8%の子ども・若者が虐待、DV、保護者の精神疾患、ギャンブル依存、貧困等の生育環境に何かしらの困難を抱えている！

導入レベル

標準レベル

熟練レベル

介入困難度と対象者の状態で分類する「対応レベル」
「導入レベル」は専門スタッフの下での
実地訓練、OJTが可能！

【縦軸】不適応状態の深刻さ

重度

自殺・犯罪

中度

精神疾患
逸脱行動

軽度

不安・混乱

【横軸】支援（介入）困難度

所属あり

学齢期・就学期
家族機能良好

不安定な所属

中退後、卒業後
家族機能低下

所属なし

社会的孤立
家族機能不良

 膨大な支援実践で蓄積された専門的ノウハウを映像教材や模擬訓練、実地訓練等を経て共有
～専門家による見立てのみならず「当事者の声」を組み入れる！：安全性と効果性に配慮したS.S.F.の選抜研修制度～

問題意識：すべての希望者が支援現場に向いているとは限らない！

複数の専門職や当事者の意見を取り入れながら訪問支援員としての資質を評価し選抜

役員

評価



選抜

**役員
当事者**

評価



選抜



最も重要なのは支援を受ける子ども・若者！人材育成の段階でも対応の不備から不利益を与えない対策も不可欠！

選抜



**合格者
2～3割**

講義形式

模擬訓練

適性判断

選抜

実地訓練

訪問支援

本研修はH22年度から「内閣府アウトリーチ研修」のプログラムとして採用され
S.S.F.は全国で最も応募者の多い実地訓練先の一つとなっている！



大学・行政・NPO等が協働することで機能する社会問題解決型の体系的な研修システムの構築
～採用試験等における優遇策を講じるだけで費用をかけずとも有能な人材を輩出できる仕組みが構築できる！～

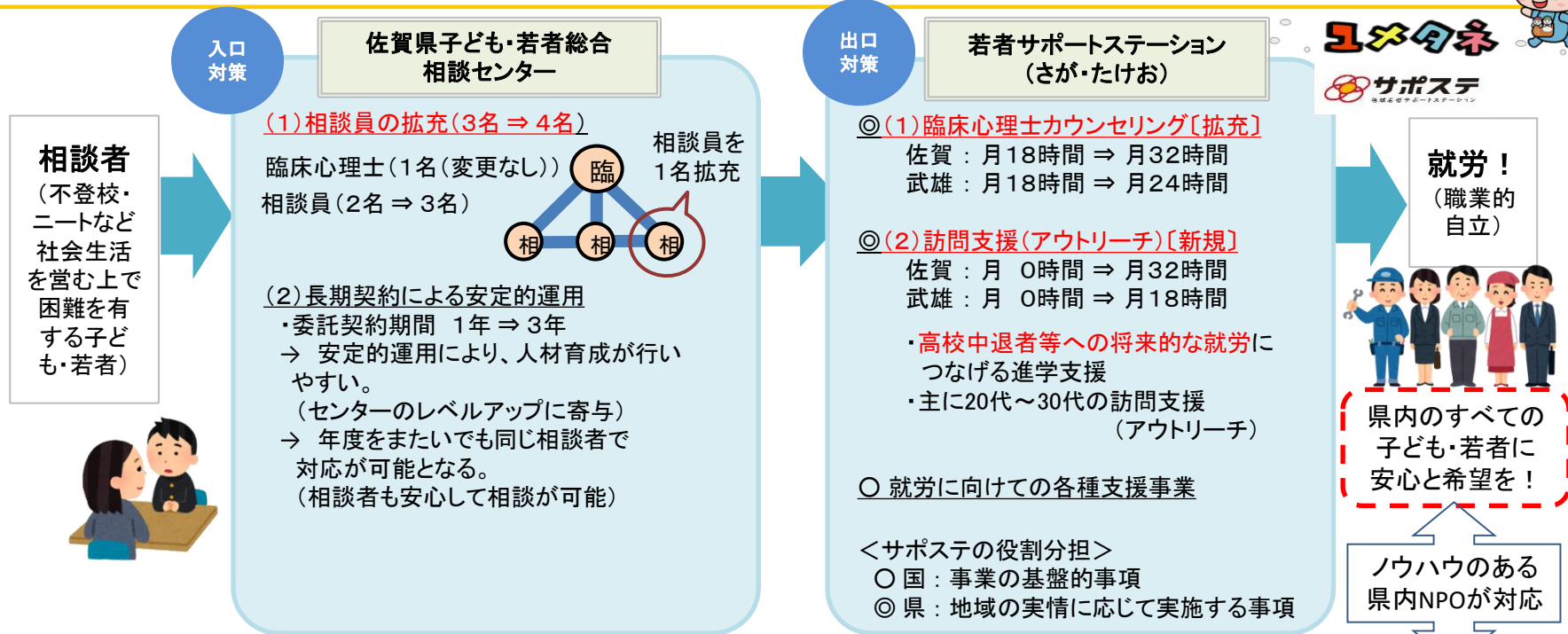
問題意識：大学における専門職の養成の過程を改革しなければ問題は解決しない！

NPOが有する専門的フィールドとOJTによる教育機能を活用した「協働型」の人材育成

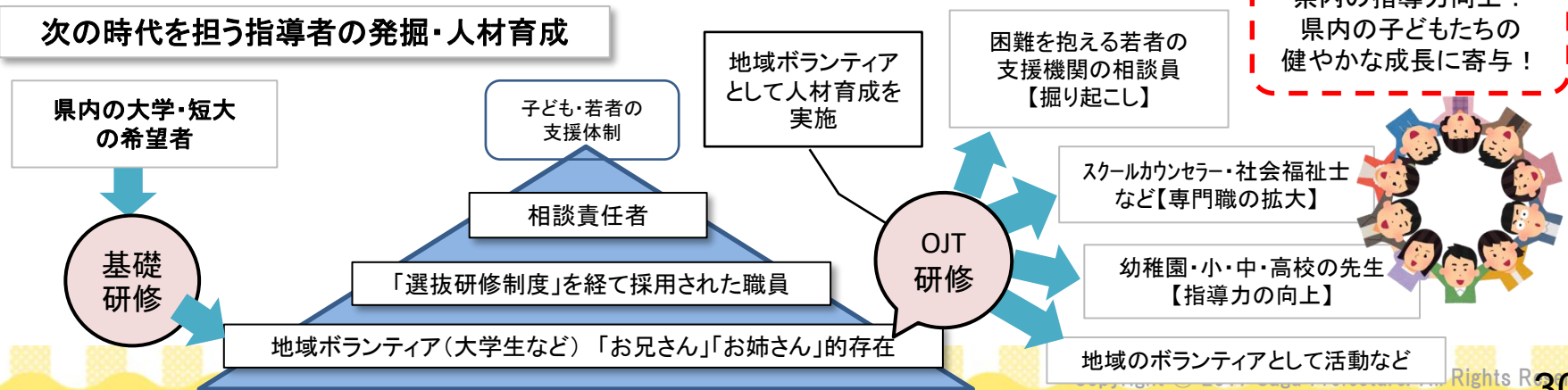


「生活困窮者自立支援制度」や「地域若者サポートステーション事業」のように国と自治体、NPO等が協働する制度の中で運用することが理想！効果性の検証のためにも大学の関与は必須！

就労までの切れ目のない支援（H29～拡充内容）



次の時代を担う指導者の発掘・人材育成





支援制度を動かすのは『人』である以上どんな良い施策でも有能な人材がいなければ機能しない
～採用試験等における優遇策を講じるだけで費用をかけずとも有能な人材を輩出できる仕組みが構築できる！～

S.S.F.が有する専門的フィールドとOJTによる教育機能を活用した「協働型」の人材育成

次の時代を担う指導者 養成研修 基礎講座

子ども・若者支援に 携わりたい皆さんへ。

不登校、ひきこもり、非行、ニート等自立に際して困難を抱える子ども・若者についての理解、アウトリーチ（訪問支援）から適応支援、就労支援に至るまで、自立支援の在り方について学ぶ基礎講座と実地研修を行う予定です。

内閣府アウトリーチ研修や厚生労働省生活困窮者自立支援制度従事者養成研修等の国研修でも採用されている専門的ノウハウを学ぶとても貴重な機会です。ぜひご参加ください。

基礎
講座



実地
研修

基礎講座(2日間)

時間：10:00～17:00
場所：佐賀市青少年センター会議室
(佐賀パルンミュージアム3階)

特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス
代表理事 臨床心理士

講師：谷口 仁史 数山 和己

実地研修(1日間)

時間：随時調整
場所：スチューデント・サポート・フェイス事務局

※人数を調整し、分散させて行います

講師プロフィール

○特定非営利活動法人「NPOスチューデント・サポート・フェイス」代表理事
(子ども若者育成・子育て支援功労者表彰「内閣総理大臣表彰」受賞)
(公益財団法人社会貢献支援財団「平成26年社会貢献者表彰」受賞)
(地方自治法施行70周年記念「総務大臣表彰」受賞)
(「佐賀県文化功労者」受賞)

○さが若者サポートステーション 前総括コーディネーター
○佐賀県子ども・若者総合相談センターセンター長
○佐賀県ひきこもり地域支援センター「さがすみらい」センター長

【歴任した公的委員等】
「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」構成員(内閣府)
生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業企画・運営委員会(厚労省・全社協)
生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業
就労準備支援事業従事者養成研修企画部会長(厚労省・全社協)
生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業
自立相談支援事業従事者養成研修就労支援員企画部会委員(厚労省・全社協)
社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」委員(厚労省) 他

平成27年8月31日放送 NHK「プロフェッショナル仕事の流儀」 NHK「地域力化ドキュメントふるさとゲンガム」出演
「寄り添うのは、備だれらの希望」出演



日程・詳細は、裏面へ

次の時代を担う指導者 養成研修 基礎講座 要項及びお申込み

○ねらい

本研修会は、佐賀県内において将来、子ども・若者の支援に関わることを目指す大学生等に対して研修を行うことによって、困難を抱える子ども・若者への支援に関する理解を深め、将来の指導者の指導力向上を図ることを目的としています。

○修了要件

困難を抱える子ども・若者への支援に係る研修を3日間に以上受講し、うち2日間は座学による講座、1日は実地支援の体験を受講することが要件となります。

○応募資格

- ・将来子ども・若者への支援に関わることを目指す佐賀県内の大学生等
- ・佐賀県内の子ども・若者への支援に携わる若手支援員(相談業務の経験が2年以上の者)

●定員：20名 ●受講料：無料

○開催日程

- ・第1回 基礎講座 10/13(土)、14(日) 実地研修 10月末～11月にかけて
- ・第2回 基礎講座 2019/1/19(土)、20(日) 実地研修 1月末～2月にかけて

※実地研修の日程に関しては、基礎研修が終了次第、調整致します。

○申込み方法

下記の参加申込み欄に必要事項をご記入の上、ファックスまたはメールにてお申込みください。

第1回講座 申込期限：2018年10月1日(月)まで
参加申込み書

ふりがな	TEL		() -
氏名	MAIL		
住所	〒 -		
勤務先 (所属)	勤務年数 (学年)		
資格等 特記事項			

○お問い合わせ 特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス事務局
TEL: 0954-22-3423 FAX: 0952-97-8235
Mail: ssf-kensyu@student-support.jp

主催/佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課

佐賀県こども未来課の委託事業として2年目を迎え大学における講義出席・単位認定導入の検討始まる!



「どんな境遇の子ども・若者見捨てない！」

子ども・若者支援改革に向けた課題克服の方向性

～「一億総活躍社会に関する意見交換会」にてS.S.F.が発表した子ども・若者支援改革に向けた提言（一部抜粋及び改訂）を通じたまとめ～

Ⅲ 各分野の施策を連動させ シナジー効果を生むための 具体的な仕組みを整えることが重要

～費用対効果を上げるために今、必要なのは重複排除の論理ではなく相乗効果の拡大を狙った連携領域への投資～



Ⅲ 各分野の施策を連動させ

シナジー効果を生むための具体的な仕組みを整えることが重要

～費用対効果を上げるために今、必要なのは重複排除の論理ではなく相乗効果の拡大を狙った連携領域への投資～

【現場から考える従来型の公的支援の課題】

- ・法制度毎に設置が規定されている協議会等の会議体の乱立が現場の負担を重くしている。
- ・行革における「重複排除の論理」が多重困難ケースの「たらい回し」等を生む要因となり得る。
- ・行政からの経費を伴わないリファーマーがNPO等に過剰な負担を強いている事案が散見される。
- ・委託事業のルール等が細かく事業毎で異なるため間接業務が増加し相乗効果を生みにくい。
- ・事業毎に異なる互換性のない相談記録システムが膨大かつ無駄な事務負担の要因となっている。
- ・同意書や利用申込書等煩雑な申請書類が相談者を窓口から遠ざける一因となっている。
- ・充実した施策が展開されていても各支援制度の要件が複雑で施策の全体像がつかみ難い。



【課題克服に向けた方向性】

- ①都道府県単位で策定される法制度に基づく各種計画等に関しては、可能な限り統合化を図ると共に、協議会等の会議体に関して一体的な運営を促進することで現場の負担を軽減する。
- ②改正社会福祉法等の枠組を活用するなど相談支援サービスのワンストップ化を推進することで、利便性の向上を図ると共に、統合的運営によるシナジー効果を最大化する。
- ③地域に「ハブ機能」を果たせるNPO等がない場合は、中長期的な観点から委託要件のハードルを段階的に引き上げる等、受け皿となるNPO等の自律的成長、JVや合併を後押しする。
- ④重篤ケースに対する予算の傾斜配分や経費負担を伴ったリファーマーの仕組み等インセンティブメカニズムを設けることで、「たらい回し」や「クリームスキミング」を起こさせない。
- ⑤煩雑化が進み相談業務を圧迫している帳票類の簡素化に加え、事業毎に縦割りで開発され乱立する互換性のない相談記録システムの統合化を図ることで、事務負担の大幅な軽減を図る。
- ⑥就職氷河期世代活躍支援プランにおける一体型支援を発展させ、アウトリーチから給付、居住支援、生活支援、職業訓練、就職支援等のパッケージ化を進め、手続は1回で完結させる。



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

佐賀県の実施に大きな影響を与えたH25年度の行革と喫緊に解決すべき課題

子ども・若者支援分野の改革に向け一石を投じた H25年度行政改革推進会議「秋のレビュー」とその後に 発生した副作用を払拭するには現場からの発信と 地方自治体における対策が不可欠

～行革の本来目的の達成のためには財源論だけでなく当事者の「声」を加味した議論と現場からの具体案が必須！～





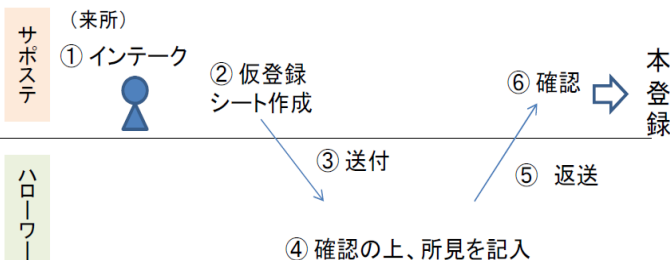
当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルール

～「重複排除」の論理は「縦割り」への逆行と形式主義につながる！間口を広くしその後の「連携協力」！こそ重要～

「連携」と称して「すみ分け」を求めサポステに義務化された「仮登録制度」

サポステ仮登録時の連携（H27連携通知）

a. サポステに支援対象候補者が来所した場合（通常のケース）



☆留意点

- ・② インテークの情報をもとに、仮登録シートの必要事項（シート表面及び裏面【1】）を記入。
- ・④ 仮登録シートを受け取ったハローワークは、内容を確認し、シート裏面【1】のハローワーク記載欄に意見を記入。必要に応じ、サポステに問い合わせること。
- ・⑥ 返送された仮登録シートを確認し、裏面【3】に最終結果を記入。
※ハローワークから意見が付されていた場合は要協議。

ア) サポステで相談支援を受けるためにはハローワークへの申請が義務化

イ) 申請者（若者）自身が抱える困難を記述し状態の見立てをレベル分け

ウ) 「経済困窮」や「ひきこもり」等他機関の利用者ではないことを証明

エ) 仮登録シートを見たハローワーク担当者の判断を経てサポステ本登録

【仮登録シート】

地域福祉サポステーション事業仮登録シート

サポステ名: _____ 担当: _____

支援対象者の氏名: _____ 性別: _____ 年齢: _____

住所: _____ 電話番号: _____

相談内容: _____

支援内容: _____

備考: _____

ハローワークの意見（ハローワーク記載欄）

意見: _____

最終結果: _____

備考: _____

【全国各地で湧き上がる当事者の『疑問の声』の要約】

「サポステの支援が受けたくて来たのに何でハローワークへの申請や許可がいるの？」

「別の窓口からサポステに行った方が良いと紹介されたのにまた『たらい回し』なの？」

「引きこもってしまっている息子はこんな手続きなんてできない！排除する気なの？」

「本人が来ないと本登録できないので保護者の相談は受けられないと断られた！ヒドイ！」

「中退予定だけど在学中を理由にサポステでの相談が受けられないって意味不明！」

「近くにひきこもり地域支援センターないのにどうしろというのか？」

「生活困窮者自立支援制度の窓口では世帯の収入状況の確認が必要と言われた。何で就労支援を求めているのに親兄弟の収入まで言わなきゃいけないの？」

「サポステに所属するキャリアコンサルタントに相談したいのに何で経済困窮を理由に生活困窮者自立支援制度の窓口に戻されるのか？」

「他機関に回された上に就労段階に来たらまたこんな手続きさせられるの？」

「ワンストップ窓口って書いてあったのにそれって嘘なの？」

※参議院厚生労働委員会、人材開発統括官付参事官等の尽力でH30年度から廃止に！

「次世代にツケを回さない」観点から行革による効率化は極めて重要だが・・・

支援対象者である当事者の理解を得られない方法は行政不信を生むリスク大！

合理的とは言えない申請手続に加え互換性のないオンライン管理の帳票類等が課せられることで事務作業量が膨大に増加し、相談支援の時間が大幅に削られる事態に！



当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルール

～「重複排除」の論理は「縦割り」への逆行と形式主義につながる！間口を広くしその後の「連携協力」！こそ重要～

【サポステの対象外となった若者が別窓口で一連の支援を受けるために必要な帳票類の実例】

支援対象者の自己決定権等を尊重するため、事業評価・適正化のために同意書名は重要な手続でもあるが、「誰にも知られたくない」という気持ちや当事者の心理的特性等にも徹底的な配慮が必要！

氏名、年齢、生年月日、性別、電話番号、住所、就職先、家族問題、不登校、引きこもり、非行、虐待、ドメスティック・バイオレンス、介護問題、病気、健康、障害、収入や生活費、資産、債務、税金や公共料金の滞納状況、主訴、解決したい課題、目標、プラン、モニタリング、就労内容、家族の収入…

【秘匿性の高い情報に関して「関係機関との情報共有に承諾」を求める「同意署名」が複数回必須】

【アウトリーチ対象者の実態】

修学時の不適応経験(97.2%)、いじめ被害を含む対人関係のトラブルをきっかけ(88.1%)、精神疾患疑い含む(50%)、発達障害疑い含む(40.9%)、家庭内暴力(40.3%)、依存行動(47.7%)、複数の支援機関の利用経験(63.1%)、相談支援に不信感、拒絶感を持つ当事者(61.4%)…

※厚労省側から2号要件等で自治体に裁量を与えられていることに留意！

生活保護のように現金給付がない制度にも関わらず就労準備支援事業(居場所活動や就労体験等)等法定支援を受けるためにはさらに本人以外の家族の収入および預貯金を記載した「資産収入申告書」の提出が一部自治体によっては課されている！

多重に困難を抱え傷つき疲弊し、人間不信、社会不信に陥っている若者等が煩雑化した申請を行ってまで相談支援を受けることができるのか？



複合的な困難を抱える世帯の場合、近年、煩雑化の傾向が顕著な申請方法では、各相談支援事業の利用申込の段階で数十枚の手続書類が必要になる場合も！

国、県、市、関係各課の協力を得て実現した「一括同意方式」による相談者にとっての利便性の向上】

本相談窓口をご利用頂くに当たってのお願い

本相談窓口は、ワンストップ型の相談サービスを提供するため、行政からの委託事業を集約する形で運営されています。本事業面にてご説明まで頂く各相談支援事業の内容についてご理解、受託・運営協働される「特定非営利活動法人NPO・ソーシャル・サポート・フェーズ（以下、「S.S.F」と略記。）」より、ご提案させて頂く支援プランが承認される場合は、下記記載にて、お申込み下さい。

本申込書は、各相談支援事業に必要な事務書類と皆様からのお預かりする個人情報を取り扱います。同意書と併せて提出して下さい。別紙「個人情報に関する管理・取扱い規程」を基にS.S.Fより説明させて頂く各事業に於ける運用方針についてご理解した場合にご署名下さい。なお、支援プランの変更については相談員が承りますので、お申し付けください。

私は、本書裏面「事業内容一覧」に記載する事業内容についての説明を受け、S.S.Fより提案された支援プランについて同意します。その際、各事業において必要となる利用申込書及び同意書については、本書にて代替し一括で申し込みを行います。また、別紙「個人情報に関する管理・取扱規程」について、説明を受けた上で、連携が必要となる関係機関（者）との情報共有に同意します。

**相談内容に関係のない
事業は自動的に除外も
しくは希望に応じて除
外できる仕組み**

※厚生労働省 人材開発統括官付参事官(若年者・キャリア形成支援担当)及び社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室長の英断によって実現！

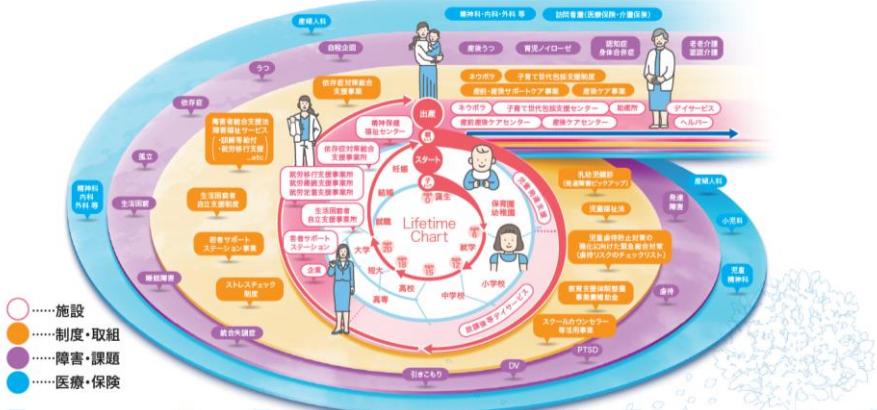
各事業において必要となる利用申込書及び個人情報取り扱いに関する同意書が本書にて一括で手続きができる！当事者の負担軽減だけでなく、個人の意思がしっかりと表明できるよう配慮！

現場から「縦割り」「形式主義」の突破を図った佐賀県における「一括同意方式」
実現の背景には、社会問題に真摯に向き合う行政・民間双方の強い思い！³⁷

株式会社レスコとS.S.F.との連携協定に基づく「縦割り突破」システムの開発 ～各分野で煩雑化する帳票類及び入力システム:安全性、互換性、合理性に欠ける旧型システムの協業による打破!～

3. 支援体制の現状

これまでの支援制度は支援対象者向けの制度毎に相談支援を完結させるものでした。年齢と共に変化する窓口では、ヒアリングもそれぞれで実施されており、支援対象者に負担を与えていました。近年では支援機関同士での情報共有も行っていますが、その手段は紙やFAXでの共有、電話での口頭連絡というのが現状です。



セキュリティ対策①

精神科医療に特化した電子カルテメーカーとして培ってきた技術と知見を元に開発しているのでセキュリティ面においても安心・安全にご利用いただけます。

電子カルテレベルのセキュリティシステム

精神科診療所で稼働実績のあるクラウド型電子カルテをプラットフォーム化
3省2ガイドラインに準拠、電子保存の3原則を担保



真正性

誰がいつ記録入力、修正、削除を行ったかのログを残し、責任の所在を明確にします。



見読性

見読可能な状態を保持します。

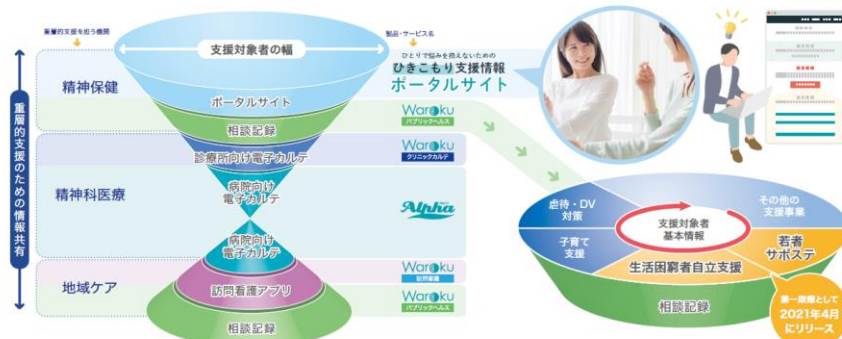


保存性

定められた期間に真正性を保ちつつ、見読可能な状態で保存します。

※クラウド型電子カルテ等の医療情報システムは「厚生労働省」「経済産業省」「総務省」の3省が定める2つのガイドライン(3省2ガイドライン)を準拠しなければならない。

重層的支援を実現するための弊社DXサービス概念図



「Warokuパブリックヘルス」では、経済困難、就労への不安、ひきこもり・孤立、DV・虐待、子育て支援といった全ての相談事業を対象とした情報共有プラットフォームの構築を目指していますが、まず第一段階として生活困窮者自立支援事業、地域若者サポートステーション事業(若者サポートステ)向けの機能を「2021年4月」にリリースしました。

支援対象者への個別最適化されたサービス提供に向けて、総合相談窓口で成育環境情報を登録し、必要な基本情報を従来の縦割り制度の垣根を越えて共有できるワンスオンリーなシステムを実現することで、支援対象者への負担を軽減し、シームレスなサービス提供に寄与することを目的としています。

※レスコ提供資料より一部抜粋詳細はHP参照。

将来構想



テストユーザーの声

本システムを共同開発した
NPO法人スチューデント・サポート・フェイス
代表理事 谷口 仁史様 からのコメント

相談者が抱える課題の深刻化・複合化に伴い、支援現場では今、多職種連携、多機関協働が求められています。その一方で、施策毎に異なる帳票類や互換性のない相談記録システムは、過度の重複作業を発生させ、連携・協働によるシナジー効果を奪っていました。

「現場のニーズから縦割りの壁を突破する!」、シームレスな連携を実現するWarokuパブリックヘルスは、まさに当該分野にデジタルトランスフォーメーションをもたらす、革新的なシステムと言えます。



代表理事
谷口 仁史様

本システムを共同開発した
NPO法人スチューデント・サポート・フェイス
代表理事 谷口 仁史様 からのコメント

不登校、ひきこもり、非行、ニート等困難を抱える子ども・若者の自立支援を目的に設立されたNPO法人で、全国トップレベルのアウトリーチ・ウハウと重要な支援ネットワークで、社会参加・職業の自立に至るまでの総合的な自立支援事業を展開しています。

関係府省で実施される縦割りのシステム開発では変えられない現状を電子カルテシェアNo.1のレスコとの連携協定によって現場から改革する前例のない取組!



「どんな境遇の子ども・若者見捨てない！」

子ども・若者支援改革に向けた課題克服の方向性

～「一億総活躍社会に関する意見交換会」にてS.S.F.が発表した子ども・若者支援改革に向けた提言(一部抜粋及び改訂)を通じたまとめ～

IV 合理的検証が可能な 評価指標等を確立し本来の意味での PDCAサイクルを起動させる

～従来型の「分かり易い」評価指標は複雑かつ深刻な問題を対象とする事業においては「不合理」を生むリスクがある～



IV 合理的検証が可能な

評価指標等を確立し本来の意味でのPDCAサイクルを起動させる

～従来型の「分かり易い」評価指標は複雑かつ深刻な問題を対象とする事業においては「不合理」を生むリスクがある～

【現場から考える従来型の公的支援の課題】

- ・現行の評価指標の多くが課題や年齢等縦割りの制約に基づくもので多角的な検証が難しい。
- ・重篤ケースの排除につながるリスクが高い「就職率」等従来型の単純な評価方法は弊害も大きい。
- ・実績評価が適切でないため、企画競争で関係団体が対立し地域における分断が発生している。
- ・自治体の多忙化から補助率10/10の事業ですら申請が滞っており、地域間の格差が拡大している。
- ・行革等による全国一律の制約が創意工夫の余地を奪い先進的取組を後退させることがある。
- ・縦割りで互換性がない現行の相談記録システムでは、大規模調査やエビデンスの検証が難しい。



【課題克服に向けた方向性】

- ①先行している欧米のプログラム評価の理論と方法に学びつつも、分野を超えた徹底的な議論、試行、検証を経て日本版の事業評価システムを確立させる。
- ②多重困難ケースの見立てなどについては、個別事業で単純化された指標を用いるのではなく、多機関が共有できる多軸評価のアセスメント指標を開発した上で、協働での検証を可能とする。
- ③受託団体の変更の際、相談者の孤立化を防ぐため、特性に配慮し一定の引継ぎ期間及び予算を設けるか、実績に応じて大小規模を分け2者を採択しメインの役割を交代できるようにする。
- ④地域間格差を是正するため、国がモデル事業として効果検証等を実施することを前提に一定の特別枠を設け、自治体側が補助申請を行えなくてもNPO等が直接国に申請できるようにする。
- ⑤相談記録システムの統合化によるDXを推進し、マイナンバー等との連携(同意が得られる者のみ)を図ることによって、円滑かつ切れ目のない支援、横断的な分析・検証できる仕組みを構築する。
- ⑥行革等においては、一律に制限・条件等を設けるのではなく、実績に応じて段階的に制約を課すなど創意工夫の余地を確保しつつ、社会問題を解決することで将来的な予算を削減する。40



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

課題克服に向けての希望！佐賀県及び佐賀市における「協働型」「創造型」の取組

「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」
誰もが希望を抱くことができる地域づくりのためには
社会的孤立・排除を生まない支援体制の確立が必須
～足りないもの、必要なものは「協働」で創り出す！S.S.F.が介在するPDCAサイクル～



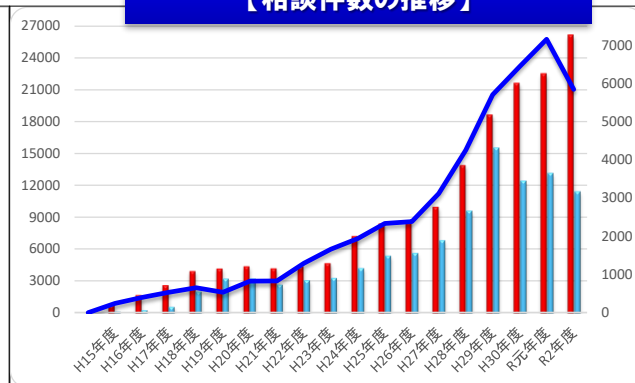
全国トップレベルの極めて高い相談実績から探る「協働」で乗り越えるべき課題

～S.S.F.の取組は10年以上にわたる相談活動で培った関係機関や関係者との信頼関係が基盤となっている～

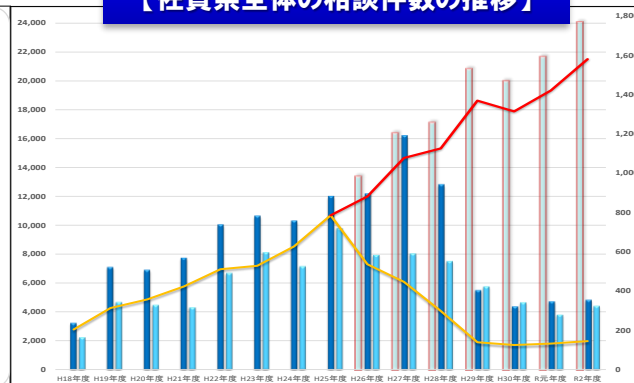
① 県子ども・若者総合相談センター 【相談件数の推移】



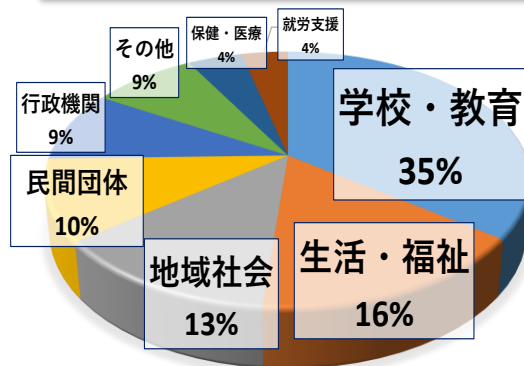
② 指定支援機関（S.S.F.本体事業） 【相談件数の推移】



③ 地域若者サポートステーション事業 【佐賀県全体の相談件数の推移】



①-1 【依頼・紹介元の内訳（R2年度）】



※行政・専門機関等からの依頼・紹介案件が68%
※教員やSC、SSW等学校関係者からの依頼が最多
※自傷他害のリスクが高い相談依頼案件が急増

①-2 【実態調査（H22～28年度）】

H22年度～H28年度	項目	あり	割合
配慮すべき疾患 および障害	1 精神疾患(疑い含む)	986	44.2%
	2 発達障害(疑い含む)	975	43.7%
行動面の問題	3 暴力	404	18.1%
	4 非行・違法犯罪行為	253	11.3%
	5 依存(携帯、インターネット、ゲーム、異性等)	640	28.7%
支援経験	6 医療機関受診	785	35.2%
	7 多重の問題	1,890	84.7%
支援機関を利用するに あたった困難	8 対人関係の問題	1,879	84.2%
	9 家族問題(家族の精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	1,421	63.7%
家庭環境	10 虐待(疑い、過去の経験含む)	308	13.8%
	11 被支援困難者 (経済的自由で必要な支援が受けられない)	424	19.0%
対象者実数		2,231名	

※多重に困難を抱える重篤ケースが84.7%を占める
※日常的・継続的・包括的な支援を要する事例が主
※貧困、虐待、DV、違法犯罪行為等に係る案件増加

傾向と現状

○行政機関・専門機関から紹介される相談案件は、**ひきこもり等孤立する子ども・若者や虐待、DV、貧困等深刻化・複合化した課題を抱える子ども・若者でアウトリーチを要するケースが主。**

○近年は重篤ケースや行政に対するクレーム案件や訴訟案件等に発展したケースの解決依頼が増加している。

○コロナ禍では、**背景要因の深刻化・複合化が進行、社会的孤立に係る問題の深刻化が加速。「縦割り」を排した各相談窓口の統合的運営が必須！**

多重に問題を抱える重篤ケースは特に専門機関間で「丸投げ」や「たらい回し」が起こり易い

県民のみならず専門機関からも極めて高い相談ニーズを集約し拡大するS.S.F.の役割：支援機関側の負担や実績に応じた予算の傾斜配分などインセンティブの検討も必要

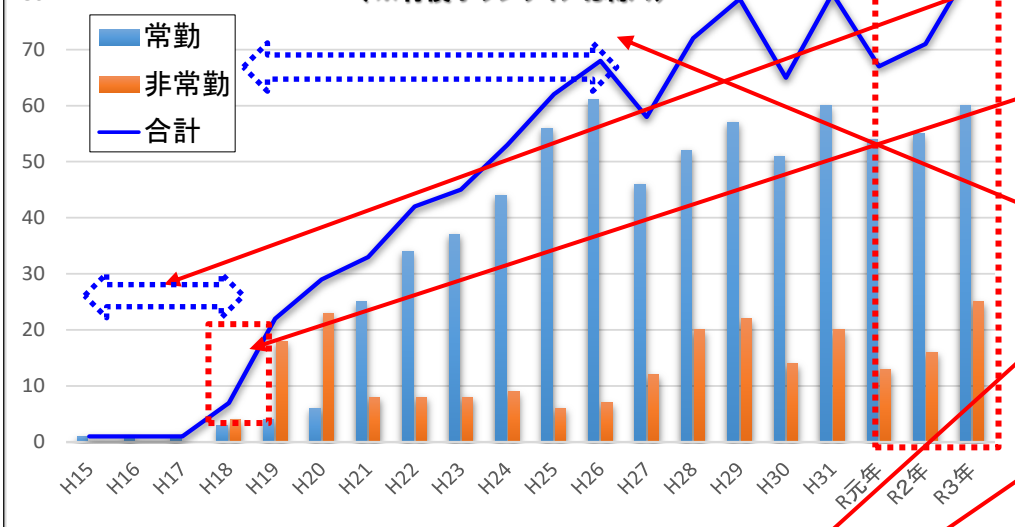


S.S.F.の始まりはわずか二人の大学生ボランティアから始まっている

～佐賀県が掲げる県民「協働」の取組はS.S.F.のアウトリーチ活動の組織基盤の強化及び社会問題の解決に向けた発展的取組を促進～

S.S.F.が雇用する有給職員の推移

(※有償ボランティアは除く)



H18年8月まで常勤1名、ボランティア約100名体制でアウトリーチ中心に活動実績を積む

地域若者サポートステーション事業(サポステ)の受託を機に有給職員の雇用を開始

アウトリーチ関連事業の拡充等、サポステの基盤を生かすことで様々な協働事業が創設される

H25年度行革によってサポステ予算の削減及びアウトリーチ関連事業の大幅な見直しが行われる

サポステ予算大幅減と生活困窮者自立支援制度に係る武雄市のプロポーザルでの敗退

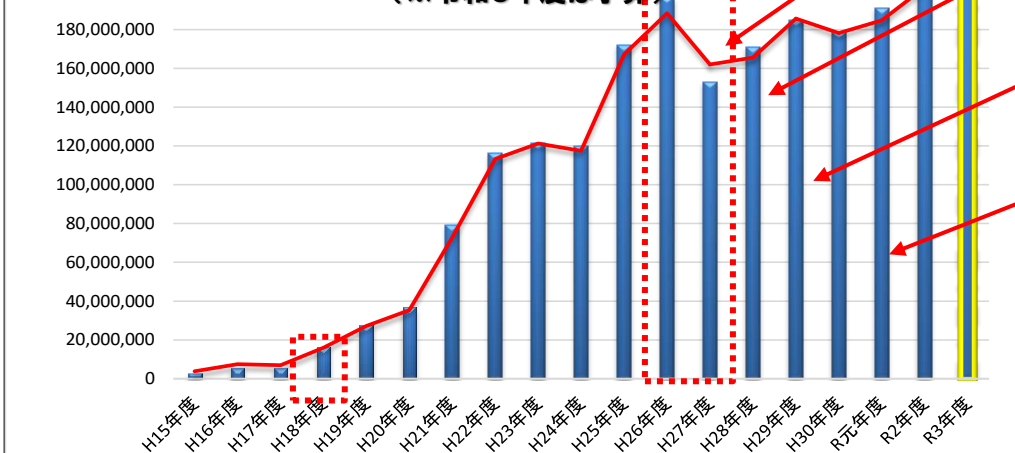
県教委委託により全国初となる「包括的訪問支援事業(全公立学校約300校対象)」を開始

「寄り添い支援事業(県こども未来課)」等行革で失ったサポステ機能を補完する事業の創設

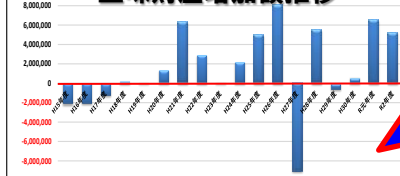
「就職氷河期世代等無業者一体型支援モデルプログラム」の指定:サポステ本来機能の回復兆し

収支決算額推移

(※令和3年度は予算)



正味財産増加額推移



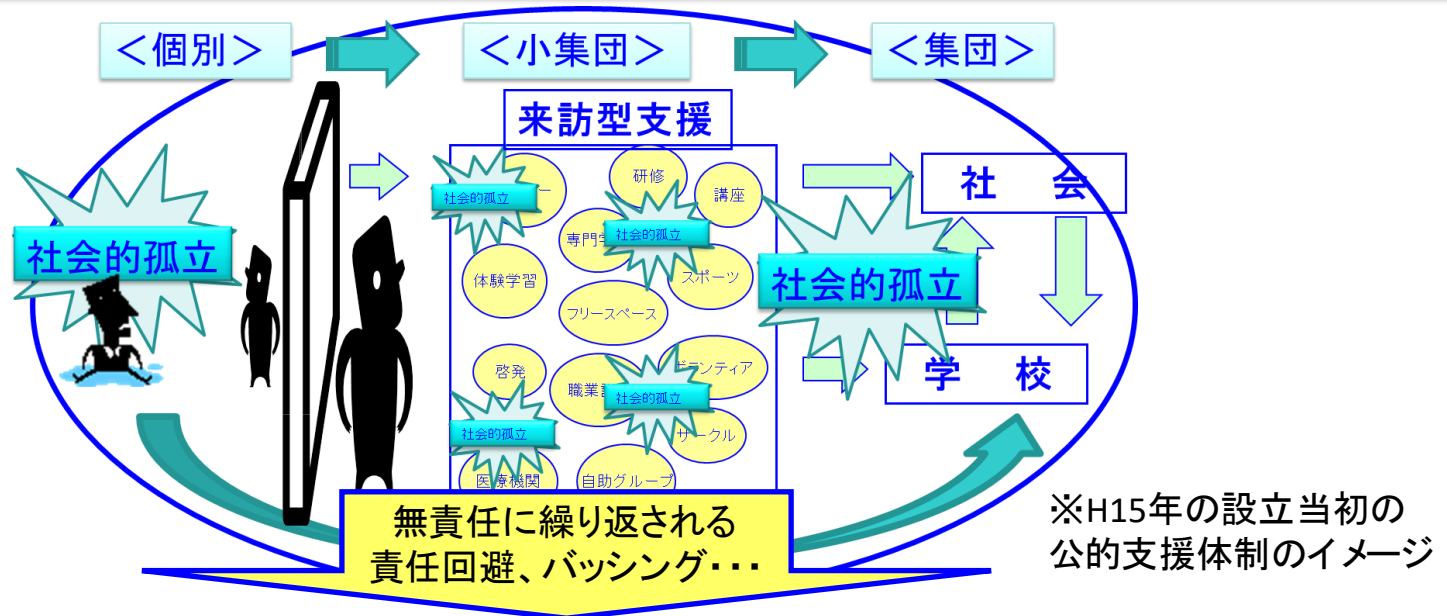
H27年は「NHKプロフェッショナル仕事の流儀」で活動が放映されたため全国各地から相談が殺到し1千万近くの過去最大の赤字を計上!

R2年度は過去最多7万9千件を超える相談が寄せられており人員体制拡充は必須

**継続的かつ総合的支援を可能とする支援体制が構築されなければ
子ども・若者の社会的孤立・排除は防げない**

批判の対象になっている公的相談窓口はそもそもの予算・人員共に小規模なものが多い

縦割りでは各支援段階に「狭間」を生じさせるため自立まで責任を持って見届けられない



従来は根拠法がない状態で展開されてきた当該支援分野は単年度予算で複数年のPDCAサイクルを回すことが難しい状況にあった
行政は限られた権限と制約、民間は脆弱な財政基盤の中での活動となるため社会問題の解決に向けた取組が進みにくい

**今求められるのは「協働型」「創造型」の取組！
代替策、改善行動を伴わない無責任な批判からの脱却！**



佐賀県では佐賀市(学校教育課)との協働が起点となり行政との連携協力体制が発展

～家庭教師方式のアウトリーチで培った支援現場での信頼関係が新たな協働事業につながっている！～

S.S.F.の家庭教師方式のアウトリーチ

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	計
相談件数 (延べ件数)	820	1,744	2,659	3,991	4,223	4,427	4,237	4,436	4,718	7,267	8,427	8,633	10,010	13,913	18,643	21,625	22,512	26,133	168,418
面談人数 (月延べ件数)	185	322	629	2,054	3,260	3,266	2,715	3,119	3,328	4,244	5,411	5,659	6,844	9,590	15,408	12,390	13,108	11,403	103,020
派遣件数 (月延べ件数)	243	398	536	653	534	827	829	1,294	1,659	1,942	2,334	2,384	3,114	4,257	5,704	6,445	7,154	5,845	46,152

派遣先の9割以上の家庭から学校復帰、脱引きこもり、
進学、就職等改善の報告



不登校、ひきこもり支援において学校現場で求められる「家庭教師方式」の自立支援ノウハウ

平成18年度～

①佐賀市教育委員会委託事業 「IT活用支援事業」

完全不登校を対象とした有償ボラ
ンティアによる学習支援と訪問支援



パソコン学習



訪問支援

教育を受ける権利の保障、
学校出席扱いができるモデル的事業

平成22年度～23年度

②佐賀市 「不登校児童生徒訪問支援事業」

学校に配置された常勤3名による
訪問支援とOJTによる人材育成



NPO法人の職員が
教職員との連携の下で訪問活動

平成24年度～

③佐賀市教育委員会委託 「不登校児童生徒支援業務」

22名の常勤職員を「学習支援員」
として中学校に配置(市費)



学校での常駐支援
相談室等で困難を抱えた生徒の支援活動

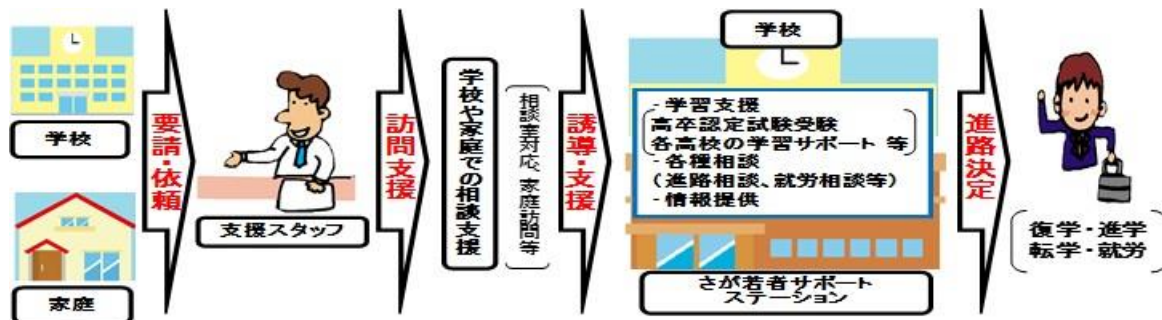
学習支援員によるH24年度からの対応件数149,596件、家庭訪問回数10,908回 (ICT支援含む) !

学校現場で培った信頼が新たな協働事業の創設につながるなど発展的に機能

～孤立化し易い傾向を踏まえ学校とサポステが連結・連動し連続的な支援を行える枠組が重要～

平成22年度～23年度「高校中退者等アウトリーチ事業(厚労省)」

組織的連携に関する覚書の取り交わし等15校(定時制、通信制、私立含む)との連携がスタート

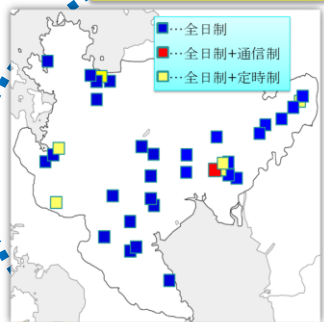


当該事業を通じて高校不登校、中退者等に対する効果的な支援の在り方について教職員と共有

発展

平成23年度～24年度「高校における不登校等の自立支援事業(佐賀県教育庁学校教育課)」

①全公立高等学校への学校訪問

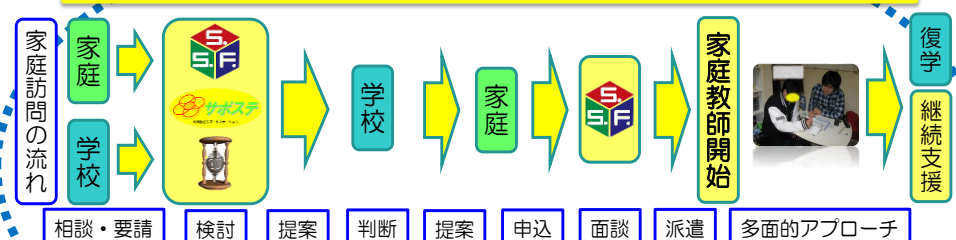


唐津工業高等学校	嬉野高等学校	佐賀工業高等学校
唐津商業高等学校	埴田工業高等学校	佐賀商業高等学校
唐津青翔高等学校	鹿島高等学校	佐賀西高等学校
唐津西高等学校	鹿島実業高等学校	佐賀東高等学校
唐津東高等学校	太白高等学校	致遠館高等学校
唐津南高等学校	石高高等学校	高志館高等学校
厳木高等学校	佐賀農業高等学校	神埼高等学校
伊万里高等学校	杵杣商業高等学校	神埼清明高等学校
伊万里商業高等学校	津島高等学校	三基高等学校
伊万里農林高等学校	小城高等学校	鳥栖高等学校
有田工業高等学校	多久高等学校	鳥栖商業高等学校
武雄高等学校	佐賀北高等学校	鳥栖商業高等学校

計43校

内訳:全日制36校、定時制6校、通信制1校
※私立高校は含まない(サポステ独自で連携)

②中退リスクが高い生徒への家庭教師派遣



平成25年度3月末日現在…全公立高等学校(43校)にコーディネーターを派遣
家庭訪問件数524件、718.5時間以上の学習支援を実施

高校とサポステ等相談機関との連携促進

関与継続型のアウトリーチノウハウの活用

教育行政との協働による学校教育からの切れ目のない継続的かつ包括的な支援

SIF H28～R元年度「訪問支援による学校復帰サポート事業(佐賀県教育委員会)」

～県内すべての公立学校に対する学校訪問と学校復帰が困難な児童生徒を対象とした訪問支援の展開！～

特別支援学校及び児童相談所での勤務、生活困窮者自立支援で実績「**教員免許取得者**」

精神科医療及びひきこもり支援での豊富な経験と実績。臨床心理士会医療保険部会理事を務めた「**臨床心理士**」

全公立学校(小・中・高)を対象とした「全国初」の包括的訪問支援事業



学校における不登校支援業務及び精神科における病院臨床経験を持つ「**臨床心理士**」

ICT学習支援事業及び不登校児童生徒支援業務で責任者を務めた「**キャリアコンサルタント**」

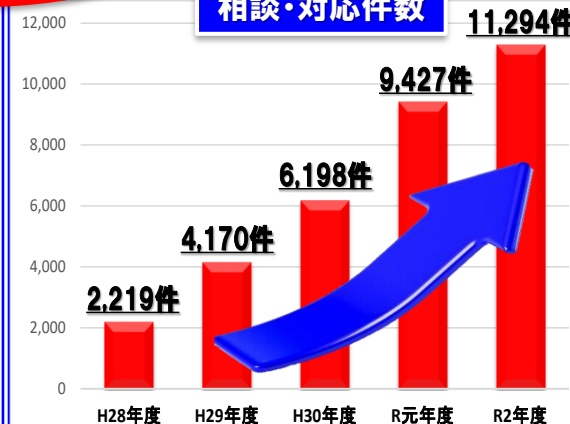
約300校
を網羅！

H28～R2年度の主な事業内容と実績

- ① 全ての公立学校に対する学校訪問の実施
⇒ 約3か月間で約300校すべてに学校訪問及び事業説明を実施
- ② 不登校児童生徒の状況把握・分析、支援計画の策定等
⇒ 相談・対応件数はコーディネーターのみで**33,308件**
⇒ ケース検討会議のニーズも高まりR2年度は前年比**36%増**の年**1,746回**
- ③ 訪問支援員による自宅等へのアウトリーチの実施
⇒ 仕様書の規定回数の約**1.7倍** **7,391回**の訪問支援実施
⇒ 多軸評価アセスメント指標に基づく改善率**83.1%**※Five Different Positions
⇒ 県指定様式: 不登校の状態(13段階)における改善率**80%**※R元年度審査時

※左記の体制はH30年のもの

相談・対応件数 **11,294件**



関連事業は軒並み教職員等からの依頼・紹介案件が過去最高を更新！高い波及効果！



サポステを運営するS.S.F.がプラットフォームとなることで
職業的、社会的自立に至るまでの分野横断的かつ継続的な「伴走型」支援が可能となっている！

国が実施する「地域若者サポートステーション事業」が基盤となり地方自治体の取組を喚起



委託事業を通じて各主体が責任を持って支援に参画する佐賀県の総合的な自立支援体制
～分野横断的なノウハウを有するS.S.F.が各事業を受託することで支援現場において縦割りを突破！～

「協働」による継続的かつ包括的な自立支援の展開

適切な役割分担と積極的な連携によるシナジー効果

「子ども・若者育成支援推進法」及び「生活困窮者自立支援法」、委託契約に基づく守秘義務の枠組

さが若者サポートステーション(県東部)

たけお若者サポートステーション(県西部)

佐賀県子ども・若者総合相談センター、佐賀県ひきこもり地域支援センター(県全域)

佐賀市生活自立支援センター、佐賀市青少年センター子ども・若者支援室(佐賀市)

佐賀県における総合相談窓口機能の集約による利便性の向上と体制強化

NPO学生・サポート・フェイス(指定支援機関)

※図下部はH28年7月現在

支援情報

支援情報

支援情報

支援情報

雇用労働関連委託

支援情報

教育委員会関連委託

サポステ相談等支援事業におけるステップアップ事業・チャレンジ体験(厚労省・労働局)

訪問支援による学校復帰サポート事業(佐賀県教育庁学校教育課)

ハローワーク特区事業(厚労省・佐賀県特区協定)

不登校児童生徒支援業務(佐賀市学校教育課)

臨床心理士カウンセリング事業(県子ども未来課)

青少年部局関連委託

佐賀市生活困窮者自立支援事業における学習支援事業(佐賀市)

福祉部局関連委託

就労準備支援事業(佐賀市)

※...県全域を支援対象

寄り添いホットライン事業(社会的包摂サポートセンター)※地域センターへの協力

段階

義務教育段階

高校教育段階

就労段階

業務内容の事例

ICTを活用した学習支援事業

対象:完全不登校児童生徒

パソコン学習

訪問支援

学校出席扱いの先駆的事業

不登校児童生徒支援業務「学習支援員配置事業」

22名の常勤職員を学校に配置

SSF研修制度と支援体制の活用

訪問支援による学校復帰サポート事業

小・中・高校全ての公立学校(約300校)を訪問

S.S.F.の家庭教師方式の訪問支援の実践

就労準備支援事業

生活困窮者自立支援法に係る取組

職親制度と認知行動療法の活用

ハローワーク特区事業

夢の種を一緒に探し、育ててくれる

県・労働局・SSFとの協定締結

一つ一つは小さな支援事業でも「自立」をキーワードに組み合わせると大きな力になる

専門的なアウトリーチ手法が縦割りを超え、組織間に効果的な連携協力関係を構築

S.S.F.が介在することで関連分野の知見や施策が結集され有機的な連携が実現

伴走型のコーディネートによって自立まで見守れる継続的かつ効果的な支援を展開

協働による「結果」の共有が発展的取組を行うためのPDCAサイクルを構築

※スペースの都合上、一部の事業は支援対象範囲が調整されています。

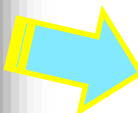
「協働型」「創造型」の取組が推進され若年無業者の減少等社会的な結果につながっている！

完璧な制度がない以上複数分野の支援事業が補完し高め合える仕組みこそ検討すべき！

佐賀県の地域若者サポートステーションにおいて
直近3カ年で**就職した若年無業者972名**

※H25～27年度 進路決定者数1,180名から進学等を除いた数字

平成22年度調査	調査対象: 423名	項目	全体	アウトリーチ	その他
			あり 割合	あり 割合	あり 割合
不適応経験		1 修学時の不適応経験	297 70.2%	171 97.2%	126 51.0%
		2 いじめ(同級生、先輩、同僚、上司等からのいじめ)	128 30.5%	93 52.8%	36 14.6%
きつかけ		3 対人関係のトラブル(異性、友人、教師、上司、同僚等)	272 64.3%	195 88.1%	117 47.4%
		4 社会生活上の挫折(受験失敗、仕事上のミス等)	213 50.4%	112 63.6%	101 40.9%
配慮すべき疾患		5 精神疾患、症状(疑いを含む)	164 38.8%	88 50.0%	76 30.8%
		6 知的障害(疑いを含む)	21 5.0%	11 6.3%	10 4.0%
		7 発達障害(疑いを含む)	129 30.5%	72 40.9%	57 23.1%
		8 自傷行為、自殺未遂等	67 15.8%	48 27.3%	19 7.7%
		9 家庭内暴力	106 25.1%	71 40.3%	35 14.2%
行動面の問題		10 こだわり、異常行動	112 26.5%	74 42.0%	38 15.4%
		11 生活リズムの乱れ、昼夜逆転	172 40.7%	112 63.6%	60 24.3%
		12 依存行動(携帯、インターネット、ゲーム依存等)	118 27.4%	84 47.7%	32 13.0%
支援経験		13 訪問型支援の利用経験	97 22.9%	81 46.0%	16 6.5%
		14 施設型支援の利用経験	258 61.2%	135 76.7%	124 50.2%
		15 医療機関	152 35.9%	69 39.2%	83 33.6%
		16 複数の支援機関の利用	205 48.5%	111 63.1%	94 38.1%
支援機関を利用するに当たっての困難		17 心的要因(支援に対する不信がある)	167 39.5%	108 61.4%	59 23.9%
		18 保護者要因(支援に対する理解が得られない)	81 19.1%	51 29.0%	30 12.1%
		19 本人要因(初回の段階で本人の同意が得られない)	153 36.2%	105 59.7%	48 19.4%
家庭環境		20 虐待の有無	20 4.7%	11 6.3%	9 3.6%
		21 保護者、家族の問題(精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	114 27.0%	73 41.5%	41 16.6%
		22 保護者と本人との関係性の悪化	161 38.1%	104 59.1%	57 23.1%
貧困		23 被支援困難者(経済的事由で支援が受けられない)	97 22.9%	81 46.0%	16 6.5%



働けないまま生活保護へ
(457名×生保約10万円/月×12か月)

－6億240万円
(税金で支えてもらう側から)

支援の結果就労・自立が実現
年収200万円の場合、所得税、住民税、社会保険負担金等を合計して納める税金を36万円と試算
(972名×納税36万円/年)

＋3億4,992万円
(税金を納め支える側へ)



実態調査から家庭環境等に困難を抱える者が
各年度約**50%、57%、47%**で将来の
生活保護のリスクが高かった者と仮定すると…

直近3カ年(H25～27年度)だけで
9億5,232万円の税収増に貢献！

平成18年からの累計就職者数1,978名で換算すると佐賀県のサポステだけで年間
18億2,808万円が増収に転換されたことに！医療費等を換算すると拡大する可能性大！

若年無業者の状態像も勘案して費用対効果を見ればサポステは最も投資効果の高い支援事業の一



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援
ネットワークを活用した多面的援助アプローチ

～どんな境遇の子どもも見捨てない！NPOによる「協働型」「創造型」の支援実践～

社会的孤立・排除を生まない 総合的な支援体制の確立

足りないもの、必要なものは
「**協働**」で創り出す！

すべての子ども・若者が「安心」と
「希望」を抱ける地域づくり